

一九四一年刑法改正について —「安寧秩序ニ対スル罪」の新設を中心に—

（高知大学人文社会系人文社会科学部門）
小 檻 尚

はじめに

本稿の課題は、一九四一年制定の刑法中改正法律の成立過程とその意義を、「第七章の二 安寧秩序ニ対スル罪」の新設を中心にして解明することである。

大政翼賛会の発足後初の議会であった第七六回帝国議会（一九四〇年一二月二六日～一九四一年三月二六日）は、無党状況のもとで運営された「翼賛議会」として知られる。同議会には、さまざまな分野にわたる八七件の法律案が政府より提出され、全て成立した。その一つが刑法中改正法律（以下、改正法と呼称する）である。

改正法の公布は一九四一年三月一二日、施行は同月二〇日である。同法は、刑法の七つの条文に改訂を施し、一〇の条文を新設するものである。その「要点」は次の七点であつた⁽¹⁾。すなわち、「罰金不完納の場合における労役場留置期間を延長」、「没収の規定を拡充し：追徴の規定を新設」、「強制執行を確保するため、並びに公けの競売又は入札の公正を図るために規定を新設」、「安寧秩序に対する罪を新設」、「失火の刑を加重」、「公正証書原本不実記載罪等の刑を加重」、「贈收賄罪の規定を拡充強化」である。一見すると、まとまりを欠く瑣末な改正にも見える。そのためか、横山実氏による先駆的な研究を例外として、ほとんど研究の対象とされてこなかった。

横山氏は、論文「戦争遂行に伴う犯罪と刑法——昭和一六年の刑法改

的な成果である。

つまり、改正法は刑法史、そして刑法改正事業において重要な位置を占める。ただし、同法の史的意義はそれだけに止まらない。改正法は、ただ一つ新設された「章」である「第七章の二」の章名「安寧秩序ニ対スル罪」が示すように、治安法としての性格を強く有するのである。横山氏の前述の指摘は誤りとは言えないが、改正法は「經濟秩序」の維持のみを目的とするものではなく、經濟以外の局面の犯罪をも取締の対象とするものであった。本稿では、横山氏と異なる視角から改正法を分析することにより、「經濟的秩序の維持」に止まらず、より広い目的を有していたことを示したい。

荻野富士夫氏が強調するように、一九三〇年代後半より総力戦体制の構築・運用が本格化していくのに伴い、治安体制も強化されていく。また、「戦前治安体制の構成上、直接的な抑圧取締というべき主翼の位置にあつたのは、法令としては治安維持法で」あつた⁽⁵⁾。周知のように、治安維持法とは共産主義運動を中心とする社会運動・思想を取り締まり、処罰する法律である。荻野氏は更に、「主翼」である治安維持法による「直接的な抑圧取締」の他に、「より広い対象を統制し、動員する」という機構・機能を治安体制の『副翼群』と位置づけ、それらの「広がりこそ、総力戦下の強制かつ広範な治安体制の特質の一つ」であると指摘する⁽⁶⁾。改正法、とくに「安寧秩序ニ対スル罪」はそのような「副翼」の一部をなすものと考えることができるのではなかろうか。

ところで、七六議会で制定された治安法は改正法だけではない。治安維持法の全面改正がなされ、新治安維持法と称すべきものに変貌を遂げたのも同議会においてであつた⁽⁷⁾。

また、同議会では、「外交、財政、經濟等広範囲に亘る國家総力の重要機密を保護し、外国の行ふ宣伝、諜略を防止する」という目的⁽⁸⁾の下に国防保安法が制定されている。同法は、「明治国家成立以後相次いで

制定してきた秘密保護法制の集大成とも呼ぶべきもの」と評されている⁽⁹⁾。改正法が二法と同じ議会で成立したのは、単なる偶然ではないと思われる⁽¹⁰⁾。改正法は、二法と何らかの関連をもつて制定されたものであると想定できる。

本稿では、改正法と他の二法との関連、そしてそれが意味することを視野に入れて分析を進める。そして、そのような分析を十全になすためには、先に述べた刑法改正事業の過程を検討することが必要なのである。

本論においては、改正法の原型となつた仮案の「安寧秩序ニ対スル罪」の形成過程に着目する。それにより、刑法改正事業の当初より改正法の制定に至る過程で、どのような構想が存在し、それらがどのように取捨選択されたのかを具体的に検証したい。この作業が、改正法の意義を理解するための有効な手段なのである。

I 一九四一年刑法中改正法律の概要

本章では、一九四一年刑法中改正法律の概要を、その主要点である「第七章ノ二 安寧秩序ニ対スル罪」の新設と「第二十五章 淫職ノ罪」の一部改正に焦点を当てて確認する。加えて、仮案との関係についても見ておきたい。

最初に、改正法の重点が右の二点にあつたことを確認しておく。改正法案の審議の際、貴族院本会議における委員長報告で、委員長小山松吉は「改正ノ要綱」を次のように説明した⁽¹¹⁾。改正事項として、「はじめに」で紹介した「要点」七項目とそれらの「規定ヲ整理スル条文ノ関係デ改マツタモノ」を挙げ、その中で「時局ノ実情ニ鑑ミマシテ特ニ必要なものは、「安寧秩序ニ対スル罪ヲ新タニ設ケタ」とこと「淫職ノ罪」に「色々ナ規定ヲ設ケタ」とことであり、「其ノ他ノ規定ハ之ニ伴ヒ改正

ニナツタト云フ部分ガ多イ」とする。また、議会において柳川平助法相によつて示された同法案の「提案理由」では、「益々官紀ノ肅正及公務ノ執行ノ適正ヲ期シ、又人心ノ惑乱、經濟上ノ混乱ヲ誘発スルコトヲ防止シ、以テ治安ノ確保ヲ図ル等ノ為」ために刑法の一部を「急速ニ改正」する必要がある、とされた⁽³⁾。「官紀肅正」のために「流職ノ罪」の一部改正がなされ、「治安確保」のために「安寧秩序ニ対スル罪」が新設されたのである。以下に、この二つの点の概要を紹介する。

まず、第七章ノ二「安寧秩序ニ対スル罪」を見たい。下に全文を示す。

第一百五条ノ二 人心ヲ惑乱スルコトヲ目的トシテ虛偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ处罚ノ事実ヲ流布シタル者ハ七年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ处罚ス

銀行預金ノ取付其他經濟上ノ混乱ヲ誘発スルコトヲ目的トシテ虛偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ七年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ处罚ス

第一百五条ノ三 戰時、天災其他ノ事変ニ際シ人心ノ惑乱又ハ經濟上ノ混乱ヲ誘発スヘキ虛偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千円以下ノ罰金ニ处罚ス

第一百五条ノ四 戰時、天災其他ノ事変ニ際シ暴利ヲ得ルコトヲ目的トシテ金融界ノ攪乱、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行為ヲ為シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ处罚ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ十萬円以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

これらの三条文について、若干の説明を加えておこう。司法省において刑法改正事業の中心人物の一人であった泉二新熊⁽³⁾は、一九四一年に発表した改正法を解説した論叢「刑法中改正規定の大要」⁽³⁾の中で次のように説明している。第一〇五ノ二・三は「虚偽事実流布罪」であり、

「二」は「特別の目的に出でたる」罪、「三」は「斯かる目的の存せざる」罪であるという。「何れも人心の惑乱又は經濟上の混乱を誘発すべき可能性を有する虛偽事實を流布することが構成体型」であり、「虛偽事實の流布」とは「流言蜚語を為すと殆ど同意義」である。第一〇五条ノ四是「經濟運行阻害罪」である。その成立には、「國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行為」であり、「行為の動機が暴利を得るの目的に存すること」を要する。三・四ともに、「戰時、天災其の他の事変に際して行」なわれることも要件である。

既に述べたように、改正案は仮案中の「時局に必要な部分を」刑法に取入れたものである。泉二が述べるように⁽³⁾、改正法第七章ノ二の三条文は仮案の「第二編 各則」の「第十三章 安寧秩序ニ対スル罪」(二三九)二四八条、全一〇条)⁽³⁾の「第二百四十四条乃至第二百四十六条より伝来」したものなのである。

改正法の条文と対応する仮案の条文とを対照すると次のようになる。すなわち、改正法一〇五条ノ二は、仮案二四四条とほぼ同文である。一〇五条ノ三は二四五条に若干手を入れたものである。また、同条ノ四是二四六条を元にしながら、罰せられるべき「暴利ヲ得ルコトヲ目的ト」する行為を、「一般生活必需品ノ公正ナル価格ヲ急変セシムベキ行為」から「金融界ノ攪乱、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行為」へと拡大したものである。次に改正法の「流職の罪」(一九七条・一九七条ノ一・四・一九八条)について述べる。これは、刑法「第二十五章 流職ノ罪」(全六条)のうち一九七条・一九八条を改正したものである。

改正法のこの部分について、大審院検事大竹武七郎⁽³⁾の著書『改正刑法要義』(松華堂、一九四一年七月)は「贈收賄の規定の改正」として解説を加えている(一三一頁以下)。ここに挙げられている改正の理由は以下のようなものである。「公務員の廉潔を保ち、公務の適正を期す

ること」は常に必要であるが、「現在のやうに、経済生活その他あらゆる方面に亘り統制が強化せられ、官公署の許可又は認可がなければ殆ど何事も為し得ないと言つても敢て過言ではない時代に於ては、一層その必要」が強まる。そのため、「贈収賄罪の規定の整備強化といふことが改正の眼の一として取りあげられた」のである、と。また、「この点の改正は、大体に於て、改正刑法仮案を基礎としたもの」であることも指摘している。

実際に、改正法の一九七条・同条(二)四)・一九八条は、仮案の「第五章 職務ニ関スル罪」(全一一条)の五条文をほぼそのまま継承したものなのである。

これまで、改正法の主要な部分の内容と、それらと仮案との関係を見てきた。改正法は、日中戦争下に進展していた総力戦体制の構築に対応したものであった。改正法の「安寧秩序ニ対スル罪」は戦時下の治安を維持することを目的に、「洗職ノ罪」の一部改正は經濟統制の進展下での公務員等の綱紀肃正を目的に、それぞれ導入された。また、改正法は仮案の一部を実現する形で制定されたものであつたことを確認した。

次章より、改正法の史的意義について、その治安法的側面、すなわち「安寧秩序ニ対スル罪」に焦点を当てて検討していく。

II 刑法改正事業における

「安寧秩序ニ対スル罪」の形成過程

本章では、一九二〇年代初めから一九四〇年にかけて進展した刑法改正事業の中で、後に「安寧秩序ニ対スル罪」として結実する章・条文がどのように形成されていったのか、その系譜をたどりたい。それにより、改正法に「安寧秩序ニ対スル罪」が規定された意図を明らかにしたい。

1 刑法改正予備草案作成過程における

「不法団結及煽動ノ罪」

刑法改正事業の出発点は、一九二一年である。この年、政府より臨時法制審議会に対し刑法改正の要否について諮問がなされた。一九二六年一一月三〇日、同審議会總裁名の答申書が首相へ提出され、この中で「現行刑法ノ規定中改正ヲ要スルモノ」があると認められる、とされた。この答申書の「別冊」として添付されたのが、四〇項目にわたる「刑法改正ノ綱領」⁽³⁾である。「綱領」の三一項は「法令違反ノ行為ヲ目的トシテ團結ヲ為シタル者ヲ罰スル規定ヲ設クルコト」、三二項は「法令違反ノ行為ヲ賞揚シ、獎励シ、煽動シタル者ヲ罰スル規定ヲ設クルコト」である。この後の検討により徐々に明らかとなつていくように、この両項が「安寧秩序ニ対スル罪」の基点なのである。

「綱領」が示された直後の一九二七年一月、司法省所属の官僚を構成員として刑法改正原案起草委員会が発足した。同委員会の委員長には司法次官林頼三郎が、主査委員には行刑局長泉二新熊・刑事局長立石謙輔が、委員には八名の司法書記官が任命された⁽³⁾。同委員会において、刑法改正草案の作成作業が開始される。議事の内容は不詳であるが、作成された草案は確認できる。

同委員会で作成された刑法全体、つまり刑法全般に関わる普遍的な規定を定めた総則部分と個別の犯罪を規定する各則部分の双方を備えた形の最初の草案が、同年二月に成了た「刑法改正原案準備案」⁽³⁾である。準備案の各則(「第二編 罪」)の第一〇章が、「綱領」の三一・三二を踏まえて規定された「不法団結及煽動ノ罪」である。

同章は、章名の通り「法令違反ノ行為」を目的とする団体の組織とそれへの加入、不法行為の賞揚・獎励・煽動を罰することを規定した五条文(一六七条・一六八条・一六八条ノ二・一六九条・一七〇条)から成

る。一六七条は下記の通りである⁽²¹⁾。

第一百六十七条 短期五年ノ懲治、禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ヲ実行スルコトヲ目的トシ若ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トル团体ヲ組織シ又ハ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲治又ハ禁錮ニ处罚ス

前項ノ外法令違反ノ行為ヲ目的トル团体ヲ組織シ又ハ之ニ加入シタル者ハ五年以下ノ懲治若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ处罚ス

第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
この条文に「私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トル」という文言が含まれていることを始め、同章は治安維持法と文言や構成が類似している部分が多い。現存する「準備案」（ガリ版刷）には同条の上部に参考条文として「治安維持法」（同法一条の意）と記されている。また、章名の上の部分には、「治安維持法ハ独立セシム」との書き込みも見られる。つまり、治安維持法を参照していたのみではなく、同法の内容を刑法に取り込むことが検討されてゐたのである。

一九二七年四月初め、同委員会は、最終的な草案を法相へ提出した。それが刑法改正予備草案⁽²²⁾（以下、予備案とする）である。同案においても第一〇章「不法団結及煽動ノ罪」は維持されている。しかし、内容が大きく整理され、次の二条となつた。

第一百七十四条 犯罪ヲ実行スルコトヲ目的トル結社ヲ組織シ又ハ之ニ加入シタル者ハ五年以下ノ懲治若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ处罚ス

前項ノ外法律ノ効果ヲ無視シ之ニ違反スル行為ヲ目的トル結社ヲ組織シ又ハ之ニ加入シタル者ハ二年以下ノ懲治又ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ处罚ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除ス

第一百七十五条 犯罪ヲ実行スヘキコトヲ公然獎励又ハ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲治若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ处罚ス

前項ノ外法律ニ違反スル行為ヲ公然獎励又ハ煽動シタル者ハ二年以下ノ懲治若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ处罚ス

この二つの条文について、予備案作成に大きな役割を果たした泉二⁽²³⁾は、後に次のように説明している⁽²⁴⁾。

当条ハ綱領第三十一及第三十二ノ主旨ニ依リ規定シタリ 第百七十四条第一項ハ改正前ノ治^(マツ)維持法第一条第一項ノ形式ヲ参照シ第二項ハ独逸一九二五年案ノ規定ヲ参照シ規定シタリ第百七十五条ハ团体、結社ニ至ラザル以前ニ於ケル行為ヲ处罚セントスル主旨ナリ本章ト治安維持法トノ関係如何ノ点ニ付テハ本章ハ同法ノ特別法トシテノ存在ヲ妨ゲザル主旨ナリ

ここでも、同章の作成に際して治安維持法が参考されていたことが明言されている。また、この二条と治安維持法とを併存させ相互に補完させることを想定していたことも分かる。

予備案が成立した後の一九二七年六月二日、刑監委が発足する。この日、委員二一名と幹事二一名が嘱託・任命された（司法省官僚・判檢事・帝大教授・在野法曹など）⁽²⁵⁾。刑監委は、刑法・監獄法の改正について調査し、その草案を起草するための組織であり、ここで刑法改正仮案が作成されることになる。刑監委発足以降の動向については、節を改めて論じたい。

2 刑法改正起草委員会における

「安寧秩序ニ対スル罪」の成立

刑監委の第一回総会は、一九二七年六月一四日に開催された⁽²⁶⁾。ここで、刑法・監獄法それぞれの草案を起草するための委員会を設置することとなつた。刑法の改正草案作成を担当する刑法改正起草委員会（以下、

起草委とする)の構成員は、委員が花井卓蔵・東京帝国大学教授牧野英一・判事豊島直通・検事林頼三郎・鵜澤総明・司法省刑事局長泉二新熊、幹事が司法書記官三宅正太郎・同池田克その他六名である⁽²⁵⁾。また、実際の会合には「列席員」として、陸海軍各法務局の局長・局員がそれぞれ一・二名ずつ参加していた。以下、起草委において「安寧秩序ニ対スル罪」が形成されていく過程について検討していく。

起草委は発足から一九三八年に至るまで、計三五九回の委員会を開いている⁽²⁶⁾。ただし、一九三一年半ばまでは、総則編の草案の作成に従事しており、各則に関する検討は行なっていない。同委員会において本格的に各則の検討が始められるのは、一九三二年一月一九日に開催された一六〇委以降のことである。

起草委の議論において原案とされたのは予備案である。同案の検討を出发点とし、「順次第一次整理案乃至第五次整理案を作成」し、「更にしての成案を得るに至」つたのである⁽²⁷⁾。

此の第五次整理案に検討を加へて昭和十三年七月六日終に起草委員会と一案にあたるのは、一九三三年九月に作成された「刑法並監獄法改正起草委員会決議条項（刑法各則）」である⁽²⁸⁾。この案には、「七四・一七五条からなる「第十章 不法團結及煽動ノ罪」がある。両条は、先に見た予備案の一七四・一七五条と、ほとんど同文である⁽²⁹⁾。同章が大きく変わるのは、二案の作成過程においてである。以下、その過程を見る。

一九三四年四月一〇日に開催された二三六委で、「第十章不法團結及煽動ノ罪」について、同章の調査を担当した池田克幹事より説明がなされた。池田は、「不法團結、犯罪煽動ニ付テハ各国刑法各則中ニ夫々公ノ秩序ニ反スルモノトシテ刑法中ニ規定スルコトハ相当」である、と結論付けた。ここで、「不法團結及煽動ノ罪」を維持することが確認された。

ところで、二案の作成過程においては、予備案段階ではなかつた新た

な条章がいくつも提案されていく。以下、そのいくつかについて検討を加えていきたい。

二五四委（同年一〇月一六日）では、第三七章「信用及業務ニ対スル罪」が審議された。ここで、泉二より次の条文が新たに提案された。

第三百十一条ノ二 經済界ノ混亂ニ際シ人ノ業務ニ関シテ造言飛語ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ处罚ス

泉二によれば、この案は「事實カ虚偽ナルコトヲ知ラスシテ經濟界ニ非常ナル影響ヲ及ホス場合即チ『デマ』ヲ取締ル考ヘニテ陸海軍刑法ヲ參照シテ」作成したものだという⁽³⁰⁾。委員会では、この条文を含む新たな章を別に設けることとなり、その立案が幹事齊藤悠輔（司法書記官）に委嘱された⁽³¹⁾。また、「經濟界攪乱以外ニ広ク風俗、公益、公安ヲ害スルモノヲモ規定」することとなり、その立案が「池田幹事ニ依嘱」された。

二五五委（同年一〇月三一日）で配付された書類には、陸海軍省法務局長より提出された「陸海軍共同希望案（外患ニ関スル罪ノ章修正及其ノ次ニ陸海軍ニ対スル罪ノ章ヲ加ヘタキ希望ノ修正案）」、池田提出の「流言浮説ノ罪ニ関スル私案（第十二章 騒擾ノ罪ノ次ニ一章ヲ加フルノ案）」、齊藤提出の「公共暴利ノ罪ニ関スル私案（第十八章 通貨偽造ノ罪ノ前ニ一章ヲ設クルノ案）」が含まれていた。これらについて、次の回以降の委員会で順次検討されていく。

「陸海軍共同希望案」の「第四章ノ二 陸海軍ニ対スル罪」は、二五六委（同年一月二〇日）で議論された。その条文は下の通りである。

第四章ノ二 陸海軍ニ対スル罪

第一百四十九条ノ二 軍ノ規律ヲ紊乱スルノ目的ヲ以テ軍事ニ関シ誹謗ヲ加ヘ又ハ虛偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ处罚ス

前項ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第一百四十九条ノ三 軍ニ於ケル服従義務ニ違フヘキコトヲ獎勵又ハ

煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

大山文雄陸軍法務局長の説明によれば、「本章ハ所謂左傾思想、反戦反軍思想等ニ依リ軍内部ノ規律ヲ素リ夫レカ為敗戦ノ原因ヲ為スヘキ危険ヲ取締ル趣旨ヲ以テ独逸刑法等ノ規定ヲ参照シ規定シタルモノ」であるといふ。

池田の「私案」は、二五七委（一一月二七日）に議題とされた。池田は、第一二章ノ二として「流言浮説ノ罪」を提案した理由を、「社会關係カ復雜銳敏ト為リ來ルニ從ヒインフレーションノ關係トカ戰争トカニ依リ國民ヲ不安、恐怖ノ念ニ陥ラシムル種々ノ流言飛語カ想像セラル、ニ付是等ノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ為ス者ニ対シテハ警察犯處罰令ヲ以テシテハ其ノ目的ヲ達シ得」ないため、同令を「加重シタルモノ」を刑法中に規定する必要があると考へたためである、と説明した。池田の案は、同日の委員会で、章名を「惑乱ノ罪」と改めた上、下のようになつた。

第一百八十条ノ二 人心ヲ惑乱スルノ目的ヲ以テ造言飛語ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第一百八十二条ノ三 天災、其ノ他ノ事変ニ際シ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

齊藤案は二七四委（一九三五年四月一六日）で審議された。同案は次のようなものである。

第十八章ノ一 公共暴利ノ罪

第二百十六条ノ二 天災事変又ハ經濟上ノ変乱ニ乘シ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ買占、売惜其ノ他生活必需品ノ急激ナル価格ノ変動ヲ

誘起スヘキ行為ヲ為シタルモノハ三年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第二百十六条ノ三 前条ノ場合ニ於テ前条ノ目的ヲ以テ著シク過大ナル対価ニテ物資ノ販売、金錢其ノ他ノ物ノ貸与又ハ労務ノ提供

ヲ為シタルモノハ千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ得タル利益ハ之ヲ没収ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハサルトキハ其ノ価格ヲ追徴ス

齊藤によれば、この条文は関東大震災発生直後の一九二三年九月七日に出された勅令「生活必需品ニ関スル暴利取締ノ件」の「趣旨ヲ採り規定シタ」ものであるという。同案は、この日の委員会で留保とされている。

二六二委（一九三五年一月二二日）では、池田の提案により「不法公表ノ罪」という新たな章が作成された。同章は三条から成り、「公判開廷前刑事訴訟ニ關スル書類ヲ公ニシタル者」、「公判ヲ停メタル訴訟ノ手続又ハ其ノ内容ヲ公ニシタル者」、「刑事々件ニ關シ虚偽ノ事項ヲ公ニシタル者」を罰することをそれぞれ規定している。

同年五月二八日開催の二七八委には泉二より「第十章 公ノ秩序ニ對スル罪 修正（別案）」が提出された。「別案」は、次の二七九委（六月四日）から議論されている。同案の「備考」には次のように記されている。

第十章不法團結及煽動ノ罪第十二章ノ二惑乱ノ罪第四章ノ二陸海軍

ニ対スル罪ヲ獨立ノ章トシテ無秩序ニ分設スルハ基本法典トシテ体裁宜シマヽ得サルモノト思考セラル故之ヲ合シテ本章ノ如ク標題スルヲ可トセサルカ

すなわち、ここに、予備案の「不法團結及煽動ノ罪」と、起草委で新たに提起された社会の秩序を乱すとされた行為を罰する広義の治安立法が、「公ノ秩序ニ対スル罪」の名称のもとに一つの章にまとめる構想が示されたのである。

二七九委で示された泉二の「別案」は、一七四条・一七五条・同条（二五）よりなる。一七四・一七五条は、一九三三年九月に作成された一案の一七四・一七五条と同文であった。一七四条に關して泉二は次のように述べている。

特別法トシテ治安維持法アルモ之ハ本法ニ包含セサルモノトシテ立案シタリ或ハ同法ノ第一条ヲ刑法中ニ加ヘ其ノ他ヲ治安維持法トシテ残シ置クモ一案ト思考スルモ司法省トシテハ刑法トハ離シ置キ度希望ノ様ナリ

この時点でも、治安維持法の規定を取り込むことの想定はなされていた。治安維持法違反の罪をことさらに特殊なものと考へるのではなく、犯罪の一類型として扱う見方が定着していたことが窺われる。

泉二案の一七五条ノ二・三は、「陸海軍ニ対スル罪」を踏襲したものである。ただし、「戦時又ハ事変ニ際シ前項ノ罪ヲ犯シタ」場合にはより重く罰するとする規定が新たに付け加えられた。同条ノ四是予備案の「公務妨害ノ罪ノ章中第百五十六条ノ司法裁判ニ関スルモノヲ移シタ」もので、「司法裁判ノ威信ヲ損スル目的ヲ以テ虚偽ノ事実ヲ流布シ又ハ誹謗ノ行為ヲ為シタ」者を罰するものである。一七五条ノ五は二五七委で定められた第一八〇条ノ二・三を合わせて一つの条文としたものである。

二七九委から二八三委（一九三五年七月二日）まで、泉二の案について議論しながら同章の条文が作成される。この過程で、泉二は更に新たな条文案を次々に提起する。以下、この五回の委員会での議論とその結果を見る。

まず、第一七四条は三つの条文に分割され、次のようになつた。

第一百七十四条 犯罪ヲ目的トスル結社ヲ組織シ又ハ之ニ加入シタル者ハ五年以下ノ懲役

一百七十四条ノ二 兵役義務又ハ納稅義務ノ拒否ヲ目的トスル結社
ヲ組織シ又ハ之ニ加入シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第一百七十四条ノ三 前二条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

一七四条ノ二には「兵役義務又ハ納稅義務ノ拒否」という文言が使われている。これらの「義務」は言うまでもなく、明治憲法に定められた二つの「臣民の義務」である（二〇・二一条）。両義務を「拒否」するこれが「法令違反」の典型的な行為として示されたのである。同様の文言は治安維持法案の作成過程にも見られる。すなわち、一九二五年一月に内務省によって作成された「案」の第一条には「國体ヲ變改シ又ハ不法ノ手段ニ依リ憲法上ノ統治組織又ハ納稅若ハ兵役ノ義務ニ関スル制度ヲ變革スル目的ヲ以テ結社ヲ組織シ」という表現がある。議会に提出された同法案にはこのような文言はなかったものの、これ以降に作成された複数の法案にも同様の表現が見られるのである⁽³³⁾。とくに示されてはいないが、泉二はこれを踏まえて一七四条ノ二の条文を作成したものと思われる。

一七五条は次のように改められた。

第一百七十五条 公然犯罪ヲ獎励又ハ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第一百七十五条ノ二 公然兵役義務又ハ納稅義務ノ拒否ヲ獎励又ハ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス
「陸海軍共同希望案」の「陸海軍ニ対スル罪」を受けた条文は次のようになつた。

第一百七十五条ノ三 公然軍人ニ対シ軍ノ紀律ヲ紊乱スヘキ行為ヲ獎

励シ又ハ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
戦時又ハ事変ニ際シ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第一百七十五条ノ四 軍ノ紀律ヲ紊乱センコトヲ図リテ虚偽ノ事実ヲ流布シ又ハ公然誹謗ノ行為ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

戦時又ハ事変ニ際シ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

禁錮ニ処ス
裁判に関する「不法公表ノ罪」も、ここに取り入れられ、次の二条文となつた。

第一百七十五条ノ五 裁判ノ威信ヲ損セんコトヲ図ルニ出テタルトキ亦前項ニ同シ
流布シ又ハ公然誹謗ノ行為ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
検察ノ威信ヲ損センコトヲ図ルニ出テタルトキ亦前項ニ同シ

第一百七十五条ノ八 公判開廷前検査又ハ予審ノ内容ヲ公ニシタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

「惑乱ノ罪」は大きく変化する。泉二是「一応可決セラレタ」「惑乱ノ罪」が「余り漠然タル規定」であるとした上、「人心ノ惑乱ハ結局安寧秩序ヲ紊乱スルコトヲ目的トスルコトニナルモノト考へ」て修正案を提起した（二八一委（一九三五年六月一八日））。その案に若干の修正を加えて成立したのが次の条文である。

第一百七十五条ノ六 安寧秩序ヲ紊乱セんコトヲ図リテ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス、虚偽ノ事実ナルコトヲ知ラサルモ其ノ真実ナルコトヲ信スヘキ十分ノ理由ヲ有セシテ之ヲ流布シタル者亦同シ

生活必需品ノ公ノ市場価格ヲ搅乱シ銀行預金ノ集団的取付ヲ惹起シ其ノ他經濟上ノ混乱ヲ誘発ノ目的ニ出テタル場合亦前項ニ同シ天災其ノ他ノ事変ニ際シ前二項ノ罪ヲ犯シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

ここに初めて条文中に「安寧秩序ヲ紊乱」という文言が登場する。荻野富士夫氏によれば、この文言は一九二二年二月に議会に提出された過激社会運動取締法案の起草段階において司法省が用いた「広範な取締を可能とする概念」である。その後、関東大震災発生直後に提出されると緊急勅令「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件」（治安維持令）に、「安

寧秩序ヲ紊乱スル目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ」という形で盛り込まれた（註）。明示はされていないが、泉二の念頭に同法案・同令があつたのは間違いないだろう。

更に、泉二から外交上の秘密を漏洩することを罰する条文が新たに提案され、そのまま可決された。次に挙げる条文がそれである。

第一百七十五条ノ七 不正ニ外交上ノ機密ヲ漏泄シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス不正漏泄ノ目的ヲ以テ外交上ノ機密ヲ探知シタル者亦同シ

この条文について泉二是次のように説明する（二八一委）。

新聞紙法及出版法ニハ外交上ノ機密ヲ漏洩シタル場合ノ处罚規定アルモ之ノミニテハ不十分ト考ヘラルカ故知リテ為シタル場合ヲ刑法ニ規定スル必要アリト考ヘ軍事ニ関スルモノハ本条ニ規定ノ要ナキモノトシテ除キ外交上ノ機密ノミヲ規定シタリ而シテ不用意ニ發表シタル場合直ニ本条ニヨリ处罚セラルコトヲ慮リ「不正」ノ語ヲ用ヒタリ

一九三五年の時点で、外交上の秘密の漏洩を处罚しようとする提案があつたことは注目に値しよう。国防保安法では、国家機密の外国への漏泄（三条）とそれを目的とする国家機密の探知・収集（四条）を处罚の対象とした。これらが、ここに挙げた一七五条ノ七を継承したものであるかどうかは判らない。しかし、同条が国防保安法のような機密保護法を制定する志向を先駆的に示したものであるとはいえる。また、同法制定に影響を与えた可能性も否定できません。

更に泉二是次の条文を提案した。

第一百七十五条ノ九 公判ヲ停メタル訴訟ノ手続又ハ其ノ内容ヲ公ニシタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千円以下ノ罰金ニ処スこれについては、「本条ト趣旨ヲ同ウスル規定カ現行新聞紙法ニ」ある（二八一委（一九三五年六月二五日）での草野委員発言）等の理由で削

除されている。

泉二の提案にかかる同章の最後の条文は、齊藤が提出した「公共暴利ノ罪ノ試案ト同趣旨」であり、それを「公ノ秩序ニ対スル罪ノ一トシテ提案」したものだという(二八三委における泉二発言)。この条文は、泉二案に若干の改訂を加えた上、次のように議決された。

第一百七十五条ノ十 天災其ノ他ノ事変ニ際シ暴利ヲ得ンコトヲ因リ

テ生活必需品ノ公正ナル価格ヲ急変セシメ又ハ其ノ円滑ナル供給ヲ妨クヘキ行為ヲ為シ公共ノ不安ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

これらの条文を、泉二の提案にかかる章題「公ノ秩序ニ対スル罪」の下に括するという方針も維持された。そしてこの章は、一九三五年八月にまとめられた二案⁽³⁾にほぼそのまま採用されている。すなわち、これまで紹介した条文のうち一七五条ノ九が削除され、同条の一〇が九に繰り上がり、全一二条となつた⁽³⁾。このように、予備案の「第十章 不法団結及煽動ノ罪」は、二案の「第十章 公ノ秩序ニ対スル罪」へと変成したのである。

二案作成の後も、起草委では各則草案作成作業が進められた。一九三六年五月には三案、一九三七年四月に四案、一九三八年三月一七日には五案が成立している。この過程では、「公ノ秩序ニ対スル罪」に変更が施されなかつた。五案⁽³⁾の第一三章「公ノ秩序ニ対スル罪」は、二案の一〇章の条文をほとんどそのまま維持したまま、章・条の番号を変更したものである。すなわち、二次案の一七四条から一七五条ノ九がそのまま五次案の二〇六条から一一七条となつてゐる。

一九三八年三月二二日に開かれた三四五委において、この日より「第五次整理案ニ付更ニ審議ヲ為スコト」(小山委員長発言)とされた。これ以降の委員会での議論の結果、同年九月八日付で「刑法並監獄法改正起草委員会決議(第二編各則)」⁽³⁾が成立する(以下「五改案」とする)。

この間に、五案の「公ノ秩序ニ対スル罪」には更に改変が加えられる。

以下、「公ノ秩序ニ対スル罪」が、五改案の成立過程においてどのように議論され、どう変化したのかを検証する。

まず、三四七委(同年四月五日)において、章名が「安寧秩序ニ対スル罪」に変更された。議論の詳細が記録されていないため、その理由は不明である。

三四八委(同年五月一〇日)には、泉二委員より第二一四条(二次案一七五条ノ六)以下の修正案⁽³⁾が提出される。泉二の案は、二一四条と二一七条(同一七五条ノ九)を合わせて三つの条文に整理し直したものであった。また、二案作成過程において提起されていた「人心ノ惑乱」という文言が復活して使用されている。

この日の委員会では、泉二案を基として一三章について検討が行なわれた。その結果、第二一一・二一二条(二案一七五条ノ三・四に相当)に使われている「戦時又ハ事変」という語句を「戦時、天災其ノ他ノ事変」と修正するなど、いくつかの点について改定することが可決された。しかし、ここでの決定は大きく変更されることとなる。

三四四委(同年六月二八日)に再び泉二等より第一三章の改正案が提案される⁽³⁾。これは五案一三章の冒頭よりの三条、すなわち二〇六条から二〇八条の改正案である。泉二案二〇六条は五案の「第二百六条及二百七条ヲ併合」し、新たに「結社」を「支援」する行為を罰することとしたものである。泉二案二〇七条は、五案二〇八条の冒頭の文言「前二条」を「前条」としたものである。そして、泉二案二〇八条は次の条文である。

第二百八条 安寧秩序ヲ紊乱スルコトヲ目的トシテ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

泉二はこの条文について次のように説明している。

第二百八条ハ新ニ設ケントスルモノニシテ現今ノ社会ニ於テハ宣伝ニヨリ或目的トスル事項ノ実現ヲ図ルコトカ極メテ効果的ナリ例ヘハ人民戦線運動ノ如キハ専ラ宣伝ニ重点ヲ置ク故ニ之力規定ヲ設クルコトハ是非必要ナリ

この日の委員会における「懇談審議ノ結果」、泉二案は下のように修正可決された。

第二百六条 罪ヲ犯シ其ノ他安寧秩序ヲ紊スコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ之ニ加入シ其ノ他結社ヲ支援シタル者ハ五年以下ノ

懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第二百七条 前条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第二百八条 安寧秩序ヲ紊スコトヲ目的トシテ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第二百八条ノ二 公然安寧秩序ヲ紊スヘキ行為ヲ獎励シ又ハ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

ス

ここでは、「安寧秩序ヲ紊ス」という文言が、これまで使われていかつた条文にも使用されている。つまり、不法團結の「不法」を意味する文言に「罪ヲ犯ス」とともに「安寧秩序ヲ紊ス」が使われているのである。また、「安寧秩序ヲ紊スコトヲ目的トシテ其ノ目的タル事項」の宣伝、「安寧秩序ヲ紊スヘキ行為」の公然たる獎励・煽動を处罚することとなつた。これまで以上に、曖昧かつ無限定な行為を罰する条文と化したといえる。

この条文は、三五五委（同年七月五日）での懇談の結果、五案にやや近い形に変更された上決定された（二〇七条は変更されていない）。

第二百六条 罪ヲ犯スコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ之ニ加入シ其ノ他結社ヲ支援シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円

以下ノ罰金ニ処ス

兵役義務又ハ納稅義務ノ拒否其ノ他安寧秩序ノ紊乱ヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ之ニ加入シ其ノ他結社ヲ支援シタル者亦前項ト同ジ

以下ノ罰金ニ処ス

公然兵役義務又ハ納稅義務ノ拒否其ノ他安寧秩序ノ紊乱ヲ獎励又ハ煽動シタル者亦前項ニ同ジ

第二百九条 安寧秩序ヲ紊乱スベキ事項ヲ宣伝シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

結局、泉二の提起した「不法團結の支援」「安寧秩序を紊乱すべき事項の宣伝」という犯罪類型が採用されることとなつた。また、「其ノ他安寧秩序ノ紊乱」が「兵役義務又ハ納稅義務ノ拒否」の後に置かれる形で採用されている。

このような経過を辿り、五改案の一三章「安寧秩序ニ対スル罪」（二〇八〇二一九条、全一二条）は次のようになつた。

第二百八条 （三五五委決定二〇六条）

第二百九条 （同上二〇七条）

第二百十条 （同上二〇八条）

第二百十一条 （同上二〇九条）

第二百十二条 （二案第一七五条ノ三の第一項「獎励シ」を「獎励」に、第二項冒頭を「戰時、天災其ノ他ノ事變」と変更したもの）

第二百十三条 （二案第一七五条ノ四の第一項「紊乱ゼンコトヲ図リ」を「紊乱スルコトヲ目的トシテ」に、第二項冒頭を前条同様に変更したもの）

第二百十四条 （二案第一七五条ノ五の第一項「損センコトヲ図リ」を「損スルコトヲ目的トシ」に、第二項「損センコトヲ図ル」を

「損スル目的」と変更したもの

第二百十五条 人心ヲ惑乱スル目的ヲ以テ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

生活必需品ノ市場価格ノ攪乱、銀行預金ノ取付其ノ他經濟上ノ混乱ヲ誘発スル目的ヲ以テ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第二百十六条 戰時、天災其ノ他ノ事変ニ際シ人心ノ惑乱又ハ經濟上ノ混乱ヲ誘発スベキ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者過失ニ因リ其ノ事実ノ虚偽ナルコトヲ知ラズシテ犯シタルトキハ二年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第二百十七条 戰時、天災其ノ他ノ事変ニ際シ暴利ヲ得ル目的ヲ以テ生活必需品ノ公正ナル価格ヲ急変セシムベキ行為又ハ其ノ円滑ナル供給ヲ妨害スベキ行為ヲ為シ公共ノ不安ヲ生ゼシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第二百十八条 外交上ノ機密ヲ不正ニ漏泄シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス不正ニ漏泄スルコトヲ目的トシテ外交上ノ機密ヲ探知シ又ハ収集シタル者亦同ジ

第二百十九条 (二案第一七五条ノ八と同じ)

起草委は五改案の作成で終了せず、更に「字句等ノ不統一ヲ修正スル」(三五六委(同年一〇月四日)小山委員長発言)作業が行なわれることとなつた。その作業も、一九三八年一〇月二十五日開催の三五九委で終わり、ここに起草委での議論は終焉を迎えた。「第十三章 安寧秩序ニ対スル罪」にも若干の語句の訂正が施されたが、条文の番号も含めて、大きな変更はなかつた。

同委員会で作成された草案は、刑監委の総会で審議されることとなつた。そこで議論については、節を改めて考えたい。

3 刑法改正仮案「第十三章 安寧秩序ニ対スル罪」の成立

一九三八年一一月二二日、第一四回の刑監委総会が開かれた。この日より、各章毎に検討を加える形式で、起草委で決議された各則案の審議が始められた。第一三章「安寧秩序ニ対スル罪」が取り上げられたのは、一九三九年一月一七日に開催された第一九回総会においてである⁽⁴³⁾。この日の審議では、泉二による逐条説明がなされ、議論を経た後⁽⁴⁴⁾、二一〇・二一三・二一六・二一七・二一九条を留保、他は可決との結論に至つた。

ところで、刑監委の総会は三七回開催されたという⁽⁴⁵⁾。しかし、現在『法資』に確認できる速記録は二八回総会までのものである。つまり、九回分の総会の記録が残つていないのである。現在確認できる刑監委の総会における「安寧秩序ニ対スル罪」に関する議論は、先に述べた一回国総会のもののみであり、それ以降のものは失われているのである。

ともあれ、刑監委総会における審議を経て、既に公表された總則案と合わせて刑法全体の草案が完成した。この「刑法並監獄法改正調査委員会総会決議及留保条項(刑法總則及各則未定稿)」⁽⁴⁶⁾、いわゆる改正刑法仮案は、一九四〇年四月二六日に発表された⁽⁴⁷⁾。

仮案の第一三章「安寧秩序ニ対スル罪」を五改案と比較しながら示せば、以下のようになる。同章の最初の条文一二三九条は、五改案二〇八条と同文である。二四〇条は五改案二〇九条と同文である。二四一条は五改案二一〇条から第二項の「其ノ他安寧秩序ノ紊乱」が削除されたものである。二四二条は五改案二二一条に若干の改訂を加え次のようになつた。

第二百四十二条 安寧秩序ヲ紊乱スルコトヲ目的トシテ文書ニ依りた。そこでの議論については、節を改めて考えたい。

千円以下ノ罰金ニ処ス

起草委において「陸海軍ニ対スル罪」等として議論された五改案二一二・二一三条は仮案では採用されていない。その理由は先述の理由より判らない。仮案二四三条は五改案二一四条と同文である。二四四条は、五改案二一五条の条文に二個所ある「目的ヲ以テ」を「コトヲ目的トシテ」に改めたものである。二四五条は、五改案二一六条の「過失ニ因リ其ノ事実ノ虚偽ナルコトヲ知ラズシテ犯シタルトキハ二年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」と改訂したものである。二四六条は、五改案二一千円以下ノ罰金ニ処ス」と改訂したものである。二四七条を改訂し、次のようになった。

第二百四十六条 戰時、天災其ノ他ノ事変ニ際シ暴利ヲ得ルコトヲ

目的トシテ一般生活必需品ノ公正ナル価格ヲ急変セシムベキ行為又ハ其ノ円滑ナル供給ヲ阻害スベキ行為ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

二四七条は、五改案二一八条に同じである。二四八条は五改案二一九条

の「ノ内容」を「ニ関スル事項」に改めたものである。

このように、仮案の「第十三章 安寧秩序ニ対スル罪」は、起草委で作成された同罪の広範な「公ノ秩序」に対する罪を、「陸海軍ニ対スル罪」を定めた二条文以外ほぼそのまま継承したものである。

これまで「刑法改正ノ綱領」の三一・三二項を出発点として、「不法団結及煽動ノ罪」・「公ノ秩序ニ対スル罪」を経て、「安寧秩序ニ対スル罪」が形成される過程を見てきた。この過程、とくに起草委においては、諸外国の立法例と日本の過去の立法例を詳細に調査しながら作業が進められていた。また、それを踏まえつつ、外交上の秘密を漏洩することを罰する条文を始め、それまでに見られない新たな条文が多く提案され、採用されていった。このような作業を経て完成を見た「安寧秩序ニ対スル罪」は、それまでに目論まれながら実現しなかつた規定、今後必要性が生じると考えられた新しい規定等が多く盛り込まれ、「公ノ秩序ニ対スル罪」を広範に取り締まる網羅的な治安法の性格を有するものとなつたのである。

一九四〇年一〇月、刑監委が廃止され⁽⁵⁾、刑法改正事業は終焉を迎えた。その結果、仮案も宙に浮いた形となる。しかし、既に述べたように、一三章「安寧秩序ニ対スル罪」のみは部分的に「復活」することになる。その様相については章を改めて考えることとする。

III 一九四一年刑法中改正法律の制定

1 刑法中改正法律案の作成過程

本節では、仮案の成立の後、改正法案が作成される過程について検討を加える。とくに、同法案の条文がどのように仮案から選択されたのかという点について、でき得る限り明らかにしたい。

改正法案の作成は、司法省において司法書記官大竹武七郎⁽⁶⁾を中心に行なわれたようである。大竹は、改正法を解説した自著『改正刑法要義』（前掲）の「はしがき」に、「私は帝国議会に提案された政府原案の作成：に閲与した」と記している。また、『公文類聚』中の「刑法中ヲ改正ス（安寧秩序ニ対スル罪ヲ加フル等ノ為）」⁽⁷⁾に含まれる一九四一年一月二八日付の文書（『司法省刑事局極秘第二号』）には、「主任大竹書記官」と記された付箋が貼付されている。

ここに挙げた「刑事局極秘第二号」は、司法大臣等五大臣から首相に宛てて「刑法改正中法律案第七十六回帝国議会へ提出相成候様致度別紙法律案ヲ具シ閣議ヲ請フ」でいるもので、「法律案」も添付されている。この文書の作成以前、すなわち司法省における改正法案作成作業を示す一次史料は見出せなかつた。以下、それ以外の史料を用いて、法案作成作業について検討する。

最初に、帝国議会における政府委員の発言を見ておく。大竹は、衆議院の委員会においてなされた、仮案一三章の条文のうち改正法案に採用されなかつたものを「ナゼ提出シナカツタカ」との質問に対し、次のように答えた。同章のうち改正法案に含まれていない部分を「入レタ案モ一応作ツテ見タ」のだが、「戦時下ノ議会デ、必要已ムヲ得ザルモノニ限ル」方針のため本案のようになつた、と⁽⁵⁾。三宅正太郎（司法次官）も、「仮案ノ安寧秩序ニ対スル罪ハ、全部此ノ改正案ニ出サウト云フ考ヲ初メ持」つていた、と貴族院の委員会において発言している⁽⁵⁾。

ところで、先に挙げた文書の翌日（一月二九日）付の『朝日新聞』に「刑法中改正法案を提出」と題する記事が掲載されている。同記事は、司法省が「刑法改正委員会の意見を採り入れて現行刑法の不備を補正するため今議会に刑法中一部改正法律案を提出することに決定原案を法制局に送付した」とした上、「補正によつて新設される罪の主なるもの」として次の四点を挙げる。すなわち、①「内乱罪の次に国内治安に関する罪を設け流言浮説行為を处罚する」、②「神社に対する罪を設け村社以上の社格ある神社に対する不敬行為を处罚する」、③「■■〔流職力〕罪の犯意を拡大し第三者をして贈賄なさしめたる行為も处罚する」、④「強制執行妨害に対する罪を設け財産■匿行為を处罚する」である。①は「安寧秩序ニ対スル罪」のことであり、③④も改正法の内容に合致する。しかし、②のような条文は改正法案にも同法にもない。

三日後の同紙に「刑法改正法案要綱」と題する記事が載つた。これは先の記事の内容を更に詳しく解説したものである。この中には、第一八八条の一項・二項を「左の如く改む」として仮案二三〇・二三一条の内容が記されている。両条を下に掲げる。

第二百三十条 官国幣社ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス其ノ他ノ神社ニ対シ公然不敬ノ行為アリタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第二百三十一条 神社ノ祭儀又ハ礼拝ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス

この二条は、仮案一章「神社ニ対スル罪」の全条文である。すなわち、この時点では、改正法案に仮案の「神社ニ対スル罪」が含まれていたことになる⁽⁵⁾。

この報道の三日後（二月四日）の同紙に「刑法改正案 一両日中に決定」との記事が載る。この中には「神社ニ対スル罪」の改正は「その後法制局の審議において」「取止めることに決定」したと記されている。その理由については触れられていない。

これまで述べてきたことから、司法省内での法案作成過程の初期の段階では仮案の一章と二三章の全体を含む草案が作成されていたが、漸次条文が減らされていき、最終的に議会に提出された改正法案となつたことが推定できる。第一三章より三つの条文が選定されただけなのにもかかわらず、章題を変更しないまま新たな章を設置することとした理由はここにあるのではなかろうか。

それでは、同法案の条文数が減らされた理由は何であつたのか。それは、先に紹介した大竹の言にあつた「戦時下ノ議会」のため法案を必要なものに限定するという方針があつたためであろう。七六議会においては、衆貴両院ともに「議事運営に当つては極力政府に協力すべきこと」等を申し合させ、「斯うした議会側の空気を反映して、政府に於ても提出議案の大整理を行」なつたのである⁽⁵⁾。

それでは、条文数の削減が是認された理由、つまり、条文数を限定しても「現行刑法の不備を補正」することが可能であり、改正する意味を大きくは減じないと判断されたのはなぜであつたのか。この点については帝国議会においてある程度語られている。節を改めて、議会での議論を検討する。

2 刑法中改正法律案の議会審議

本節では、帝国議会における改正法案審議の際の議論を見る。

貴族院に改正法案が提出され、一〇日に本会議に上程された後、特別委員会に付託された。同月一七日には委員会で、一九日には本会議で可決され、衆議院に送付された。衆院では二〇日の本会議に上程され、委員会に付託された。委員会では、九六条ノ三と一九七条ノ四について論議となつた。問題とされたのは、前者の「談合」の意味と、公務員の斡旋収賄を禁じた後者の条文の曖昧さであつた。結局、委員会では九六条ノ三の条文に修正を加え、一九七条ノ四を削除した上で可決された。同案は、同月二七日に衆院本会議に緊急上程され、委員長報告の通り可決された。同日、同案は貴院に回付されたが同意されず、両院協議会が開会されることとなつた。二八日には同会において合意が成立し、三月一日に衆院本会議で可決され成立を見た。改正法は、政府原案に二点の修正が加えられたものである。すなわち、九六条ノ三に第二項が付加され、一九七条ノ四是削除された。

ここに示したように、改正法案の議会審議はかなりの紛糾を見たが、

その原因は「安寧秩序ニ対スル罪」ではなかつた。ただし、同罪についても興味深い議論が交わされていた。

前節でも触れたように、議会では、どうして仮案の一三章全体を提出しなかつたのかという質問がなされた。これが、主に問題とされた点の一つである。これに対し政府委員は、「戦時下ノ議会」のため「必要已ムヲ得ザルモノニ限」つたという説明の他に、次のように答えていた。

三宅は、「他ノ法令デ賄ヘナイコトモナイ」のでとくに問題がない、と述べた⁽⁵³⁾。大竹は次のように言う。改正法案に含まれていない仮案二三九条の「如キハ、治安維持法、治安警察法等ニ依ツテ取締ノ規定」があ

る、「其ノ他ノ犯罪煽動、獎勵、安寧秩序紊乱ノ目的ヲ有スル文書宣伝ト云フヤウナコトモ、今回ノ治安維持法ノ改正ノ中ニ一部分含マレテ」いる。「其ノ他ノ部分ニ闕シ」ても、十分とはいえないが、「新聞紙法、出版法、治安警察法等、ソレゾレ現行法ニモ其ノ規定」があり「差当リ斯様ニ広イ部分ニマデ及バナクテモ、曲リナリニモ適用ハ出来ル」と考えた、と⁽⁵⁴⁾。すなわち、司法省では、改正法と既存の治安法規、そして新治安維持法とによって、仮案一三章全体による取締と同等の効果を上げることができると考えたのである。

それでは、国防保安法との関係はどうのうに考えられていたのであるか。三宅は、同年二月一二日に開かれた貴院委員会で、「外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テスル場合ノ規定ハ国防保安法案ノ中ニ規定」し、「其ノ他ノ場合ヲ本法案中ニ規定」したのであり、「両者相俟ツテ治安ノ確保ヲ期スル」のである、と述べている⁽⁵⁵⁾。司法当局では、改正法と国防保安法も有機的に関連し補完し合うものであると考えていたのである。また、国防保安法に関して、三宅は次のように言つてゐる。同法も、「刑法仮案ノ規定ノソレヲ唯外國ト通謀スルト云フ風ナ關係ニ於テソレヲ処罰スルト云フ」ものであり、「元ハ何レモ此ノ刑法ノ仮案カラ出発シテ居ル」のである⁽⁵⁶⁾、と。

複数の議員から、改正法「殊ニ安寧秩序ニ対スル罪ノ如キモノ」は「時勢ニ応ジテ変化シテ行クモノ」であり「変ヘテ行カネバナラヌ」ものであるから「戦時立法トシテ特別法デ規定スベキ」ではないか⁽⁵⁷⁾という意見・疑問が表明された。これが、議会において議論となつたもう一つの点である。

これに対し、政府委員は同罪の普遍的な性質を強調する。大竹は、同罪は「極メテ不道徳ナ、反社会的ナ犯罪」であり、「此ノ程度ノモノハ何時ノ時代ニモ处罚ヲ要スル」ものなので、「恒久性ヲ持テ居ルト称セラレル刑法ノ中ニ入レテ置ク方ガ適當」であるという⁽⁵⁸⁾。三宅は、治安

法のうち「最モ悪辣ナ部分」は「道義的ナ責任ヲ強調シテ居ル刑法」で規定すべきものであると説明している⁽⁶⁾。このように、「安寧秩序ニ対スル罪」を自然犯として捉える認識が、政府側委員には強く見られたのである。

これまで見てきたように、「安寧秩序ニ対スル罪」自体が、刑法改正事業において形成されたものである。すなわち、刑法中に治安法的な条文を設ける志向は、かなり早い段階から見られる。そのため、司法当局にとつて「安寧秩序ニ対スル罪」を刑法改正という形で導入することは別段奇異なことではなかつたのである。

さて、前節及び本節の検討から、以下のことが明らかとなつた。改正法は刑法の各則編のうち、治安法的な性格をもつ規定の「不備を補正」することを主たる目的として制定された。当初、仮案の「安寧秩序ニ対スル罪」全体、更には「神社ニ対スル罪」までを盛り込む志向もあつた。しかし、提出する法案をできるだけ限定するという七六議会に臨む政府の方針に則り、改正法の「安寧秩序ニ対スル罪」は「虚偽事実流布罪」の二条文と「經濟運行阻害罪」の一条文に限定された。「安寧秩序ニ対スル罪」の他の規定は、既存の治安諸法と同議会で制定された新治安維持法・国防保安法とで補うことが可能であると考えられたのである。

また司法当局は、七六議会で成立した新治安維持法・国防保安法と改正法とが有機的に関連するものと考えていた。改正法も、太平洋戦争開始前夜における治安法制再編成の一翼を担うものとして制定されたのであるといえよう。

また、刑法改正という局面に限つてみれば、この時点において司法当局は、治安法制的な側面以外の刑法のあり方、総則や他の罪についてはとくに不備があるとは考えていいなかつたといつてできる。

刑法改正事業が中止された直接の原因は行政改革による刑監委の廃止である。しかし、前稿で示したように、新派と旧派の「学派の争い」に

決着がつかないために草案の完成の目処が立たないという状況もその原因の一つであつた。同委の廃止について説明する際、三宅は「時代ノ推移ト云フモノハ必ズシモ主觀、客觀ト云フ論争ノコトノミヲ以テ終始スベキモノデハナ」く、「時代ノ要求ノ方ガ寧ロサウ云フ議論ヲ超エテ必要トスルモノガアルノデハナイカ」と述べていた⁽⁶⁾。この時点においては、仮案のうち、「時局に必要な部分」である「安寧秩序ニ対スル罪」等が必要とされていたのであり、総則を含めた他の部分の必要性はとくに認識されていなかつたといえよう。

しかし、刑法改正事業に従事した全ての人々がそのように考えていたわけではない。刑法全体の改正がなされなかつたことに対する不満は多く見られるのである⁽⁶⁾。

おわりに

本文においては、刑法中改正法律について、「第七章の二 安寧秩序ニ対スル罪」の新設を中心として、成立過程とその意義について検討した。その結果、おおよそ次のことが明らかになつた。

仮案の「安寧秩序ニ対スル罪」は、刑法改正事業において、主に一九三〇年代後半期に、詳細な調査・検討を経た上で立案されたものであり、多岐にわたる治安法制的な条文を一章にまとめたものである。改正法の「安寧秩序ニ対スル罪」は、仮案の同名の章より、「虚偽事実流布罪」・「經濟運行阻害罪」の三条文を選択したものである。司法当局には、広範な治安立法である仮案「安寧秩序ニ対スル罪」全体を法として制定する志向もあつた。しかし、できるだけ提出する法案の数・規模を限定するという七六議会に臨む政府の方針により三条文のみが法案に選ばれた。

改正法には、七六議会で制定された新治安維持法・国防保安法に含まれない罪を規定することで、両者及び既存の治安諸法を補完する役割が期待されていた。

また、これを刑法改正事業という局面から見れば、改正法・新治安維持法・国防保安法と既存の諸法とによって、仮案の「安寧秩序ニ対スル罪」全体と同様の効果を上げることができると判断された、と考えられる。すなわち、刑法改正事業の過程において示された、多岐にわたる治安法的条文を設けようとする志向が結果的にほぼ実現されたと考えられたと言い得よう。そのため、法案の立案過程において、条文の限定に対する反対の意見が見られなかつたのだと思われる。

最後に、今後の課題と可能性について述べたい。本稿では、太平洋戦争の開戦前夜までの状況を論じた。しかし、当然ながら、ここに成立した体制が一九四五年八月まで維持されたわけではない。この後も、いくつかの治安法が制定されていくこととなる。一九四二年には、戦時刑事特別法・裁判所構成法戦時特例の制定、陸軍刑法・海軍刑法の軍事に関する「造言飛語罪」の刑期引き上げがなされ、一九四三年には戦時刑事特別法改正による「国政変乱宣伝罪」の追加が実現する⁽⁵⁾。太平洋戦争の開始、戦局の悪化という状況の中で、どのような罪がどのような論理で「時局に必要」であるとされたのかを考える必要がある。これらについての検討は今後の課題である。

また、本稿では「安寧秩序ニ対スル罪」の形成過程を見るに止まつたが、刑法改正事業においては、刑法のあり方や原則に関わる議論だけではなく、個別の犯罪についても広汎かつ詳細な議論がなされていったのである。そのほとんどが実現しなかつたとはいえ、その議論の過程を詳しく見ていくことにより、司法当局が刑法をによってどのように社会を統制しようとしていたのか、その志向や構想を抽出することができると考えられる。刑法改正事業については、今後更に多角的な検討を加えねば

ならず、またその余地を多く残しているといえよう。

註

(1) 司法省刑事局「改正された刑法」(『週報』二三七号)（一九四一年四月二三日）。

(2) 同前。この改正は、第二五三条から懲役期間の下限である「一年以上」という文言を削除したものである。

(3) 「刑法改正法案要綱」(『朝日新聞』一九四一年二月一日)。

(4) 同事業の詳しい経過については、拙稿「昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業」(『高知大学学術研究報告』(人文科学編)五四号、二〇〇五年)を参照されたい。また、以下同稿を「前稿」と呼称する。

(5) 萩野「総力戦下の治安体制」(『岩波講座 アジア・太平洋戦争2 戰争の政治学』(二〇〇五年)所収、一五六頁)。

(6) 萩野前掲「総力戦下の治安体制」、一五九頁。尚、萩野氏は改正法については触れていない。

(7) 「新治安維持法」の語は、奥平康弘『治安維持法小史』(岩波現代文庫、二〇〇六年(元は筑摩書房、一九七七年)、二四一頁)。新治安維持法に関する研究として代表的なものとして、奥平前掲書、同「治安維持法における予防拘禁——その成立についての準備的考察」(東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会4 戰時日本の法体制』(東京大学出版会、一九七九年)所収)、萩野富士夫「解説 治安維持法成立・改正」史」(同編『治安維持法関係資料集 第四巻』(新日本出版社、一九九六年)所収)が挙げられる。

(8) 「国防保安法案について」(『週報』一二六号)（一九四一年二月五日）。

(9) 繼繩厚『監視社会の未来 共謀罪・国民保護法と戰時動員体制』(小学館、二〇〇七年)、一六二頁。国防保安法に関する研究としては、同書の他に、小田中聰樹「国防保安法の制定過程」(望月礼二郎ほか編『広中俊

雄教授還暦記念論集『法と法過程』(創文社、一九八六年)所収)、同「国防保安法の運用過程」(石松竹雄・守屋克彦編『刑事裁判の現代的展開』(勁草書房、一九八八年)所収)、同「国防保安法の特質と機能」(『法学』五二巻二号、一九八八年)、長井純市「防諜委員会と国防保安法」(法政大學大院紀要)第二三号、一九八九年)がある。

(10) 註七・九に挙げた諸研究においては、改正法の存在はとくに意識されていない。

(11) 一九四一年二月一九日の発言(『昭和十六年三月 第七十六回帝国議会刑法中改正法律案議事速記録』(司法省刑事局)、一〇四〇一〇七頁)。尚、同書は以下『録』と略称する。

(12) 貴族院本議(一九四一年二月一〇日)での発言(『録』、八頁)。

(13) 泉二(一八七六—一九四七)は、東京帝国大学卒業後、いくつかの裁判所において検察官を務めた後司法省に入り、一九二四年一月からは司法省行刑局長、二七年二月からは同刑事局長を務めた。三年九月に大審院判事となつて以降は、検事総長・大審院長・枢密顧問官を歴任している。泉二は、刑法・監獄法それぞれの改正事業において主導的な役割を果たしている。その様相については前稿を参照されたい。また、泉二に関する文献等については、拙稿「泉二新熊」(伊藤隆等編『近現代日本人物史料情報辞典3』(吉川弘文館、二〇〇七年)、二四〇・二四一頁)を参照のこと。

(14) 泉二『法懲余滴』(中央公論社、一九四二年)所収。尚、同論攷の初出は、『法曹会雑誌』一九巻九号(一九四一年)であり、その際の論題は「刑法中改正規定の警見」である。

(15) 泉二前掲論攷。

(16) 仮案は、『改正刑法仮案』(法曹会、一九四〇年)による。以下、とくに注記しない。

(17) 大竹については後述する。

(18) 前掲『改正刑法仮案』、所収。

(19) 『司法沿革誌』(法曹会、一九三九年)、四〇三頁参照。

(20) 矯正図書館所蔵正木亮文庫(資料番号一三六九)。以下、史資料名の後の「」内に資料番号を記す。また、正木文庫については、拙稿「正木亮

文庫(矯正図書館所蔵)の史料的価値について――正木旧蔵文書の解説を中心にして』(『刑政』一一九巻四号(二〇〇八年))を参照願いたい。

(21) 準備案と刑法改正予備草案(後述)では「懲役」に代わり「懲治」という語が用いられている。その意義等に関しては、前稿を参照のこと。

(22) 正木文庫(一三四二・一三四三)。

(23) 第一七〇回刑法改正起草委員会(一九三二年五月一〇日)における発言。同委員会については後述する。

(24) 前掲『司法沿革誌』、四一〇頁。

(25) 同総会での議論については以下全て『刑法並監獄法改正調査委員会議事速記録(総則編)』(一〇一頁)による。尚、同書に掲載されている議事は後に法務大臣官房調査課編『法務資料別冊第二三号』刑法並びに監獄法改正調査委員会議事速記録(同課、一九五七年、以下『法資』)と略記する)に収録されている。その際、片仮名表記から平仮名表記へ改められている。

(26) 前掲『議事速記録(総則編)』(四・五頁)による。

(27) 全ての回の『議事日誌』が綴り込まれている『刑法改正起草委員会議事日誌』(法務図書館所蔵)によつて、起草委における議論の詳細を知ることができる。本稿で起草委での議論等について述べる場合、とくに注記する場合を除き、典拠は全てこの『日誌』である。よつてこれ以後、典拠を挙げず、委員会の回数と開催年月日を本文か註に記すに止めるとしている。

また、各回の委員会については、回数に「委」をつけ、「第二十五回委員会」を「二五委」のように略記する。

(28) 小山刑法改正起草委員長発言(『法資』、一二一三頁)。また、各整理案を以下、「一案」「二案」のようく表記する。

(29) 刑法並監獄法改正調査委員会『起草委員会草案(刑法各論)』(正木文庫「一三八一」)所収。

(30) 「懲治」を「懲役」に戻しているのみである。

(31) また、この説明で泉二は、「目的罪トシテ規定」してもよいとした上で、その例として「大正十二年ノ震災時ノ勅令」を挙げていた。この条文を作成する際に、関東大震災時に出された勅令「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関

スル件」が参照されていたのである。

(32) 斎藤は、一九三四年四月一二日に刑監委幹事に任せられている（前掲『司法沿革誌』、四七六頁）。

(33) 萩野富士夫編『治安維持法関係資料集 第一巻』（新日本出版社、一九五六年）、一六一～一六四頁。また、萩野前掲「解説」（五五〇・五五一頁）も参照。

(34) 萩野前掲「解説」、五三八・五三九頁。

(35) 「刑法並監獄法改正起草委員会決議条項 〈刑法各則編第二次整理案〉」（正木文庫「三二八」）。

(36) その他の異同は、以下の二点である。一七五条の「獎勵」の次に「シ」が加えられたこと、第一七五条ノ九の「得ン」が「得ム」と改められたこと。尚、片仮名の濁点表記の相違については触れない。以下、同じ。

(37) 刑法並監獄法改正委員会「刑法改正案第五次整理」（愛知学院大学図書館情報センター所蔵・小野文庫「P〇四九六」）。

(38) 刑法並監獄法改正起草委員会 一刑法各則」（小野文庫「P〇四九七」）。

(39) 「昭和一三、四、七印 刑法第五次修正案第二百四十四条以下修正案 泉二委員提出」（『刑法改正提案綴 附参考資料』（中央大学図書館所蔵・泉二文庫）所収）。

(40) 「一三、六、一七、刑印 安寧秩序ニ対スル罪ノ規定中修正案 泉二委員池田幹事提案」（『議事日誌』に綴り込まれている）。

(41) 「法資」、三〇七～三一九頁。以下、同じ。

(42) 同章をめぐる議論の速記録には三箇所の「速記中止」があり、議論の全貌は明らかではない。

(43) 前掲『改正刑法仮案』に「刑法並監獄法改正調査委員会 幹事」名で掲載されている「はしがき」による。

(44) 前掲『改正刑法仮案』での表記。

(45) 法務大臣官房司法法制調査部『統司法沿革誌』（同部、一九六三年）、四九頁。

(46) 前掲『統司法沿革誌』、五〇頁。

(47) 大竹（一八九八一一九八〇）は、一九三二年八月に東京区裁検事より司

法書記官に転じ刑事局に勤務、一九三七年九月より刑事局第三課長、一九三八年四月より刑事局第一課長、一九四一年四月には大審院検事となつてゐる（戦前期官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、一九八一年）、五八頁による）。

また、大竹は刑法改正起草委員会に幹事として参加している（しかし、前掲『司法沿革誌』に大竹の同委員会幹事就任の記述は見られない）。三三三委（一九三七年一月九日）以降の委員会にほぼ毎回出席している。ただし、発言はほとんどなく、調査・提案にも関わった形跡もない。重要な構成員とは言い難かつたようである。

(48) 「公文類聚・第六十五編・昭和十六年・第百三十六卷・司法四・刑事（刑法・刑事訴訟法・陸海軍刑法・陪審法）」所収（国立公文書館所蔵）。

(49) 第二回委員会（一九四一年二月二十四日）における発言（『録』、二〇四・二〇五頁）。

(50) 第一回委員会（同年二月一二日）における発言（『録』、一八頁）。

(51) 前掲「司法省刑事局極秘第二号」に添付された「法律案」（和文タイプで印字されたもの）には、第一九八条と付則の間に白紙を貼付した空白が約九行分ある。ここに仮案第二三〇・二三一条に該当する条文があつたと推定できる。

(52) 内閣情報局『週報叢書（第八輯） 翼賛議会の総決算 一第七十六回帝國議会便覽一』（内閣印刷局、一九四一年）、三〇六頁。

(53) 日沖憲郎「刑法の一一部改正について」（『法律時報』一三卷五号、一九四一年）による。

(54) 註五〇に同じ。

(55) 註四九に同じ。

(56) 「録」、一三頁。長井前掲論文によれば、「司法省での『主任』として」国防保安法の「法案作成に当つた」のは改正法と同じく大竹であつたといふ。また、同法一〇条には改正法一〇五条ノ四と同じ文言（「金融界：為シタル者」）が含まれている（差異は「ノ」が一つないことのみ）。

(57) 同年二月一二日開催の貴院委員会における発言（『録』、一二五頁）。

高知大学学術研究報告 第五十八巻 (二〇〇九年)

- (58) 同年二月一九日開催の貴院本会議における小山松吉委員長発言（『録』、一〇八頁）より。
- (59) 同年二月一二日開催の貴院委員会における発言（『録』、三五頁）。
- (60) 同前（『録』、三六頁）。
- (61) 同年二月二四日開催の衆院委員会における発言（『録』、二一一・二一三頁）。
- (62) 例えば、刑監委・起草委の構成員であった法学者牧野英一は、一九四一年三月に発表した論考「非常時立法としての刑罰法規の強化」（『法律時報』一三卷三号）で、改正法について論じた後、同法が「改正案中の刑事政策上重要なものにして議論の一致を見てゐるものにつき、未だ考慮を払つてゐないのは、遺憾なことともいへる」としている。
- (63) 萩野前掲「総力戦下の治安体制」、一六〇頁。

※本稿は、平成一八～二〇年度科学研修費補助金若手研究（B）「一九四〇年代初頭における刑事・治安法制再編に関する研究」（課題番号一八七二〇一六九）による成果の一部である。

平成二十一年（二〇〇九）十二月十五日受理
平成二十一年（二〇〇九）十二月三十一日発行